

令和4年第4回定例会

民生環境常任委員会会議概要

委員長 赤平 勇人

副委員長 工藤 夕介

1 開催日時 令和4年12月14日（水曜日）午後2時12分～午後3時8分

2 開催場所 第1・2委員会室

3 審査案件

議案第139号 青森市福祉館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第141号 青森市健康増進センター条例及び青森市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第161号 公の施設の指定管理者の指定について（花岡農村環境改善センター等）

請願第6号 （仮称）みちのく風力発電事業の中止を求める請願

4 所管事務の継続審査について

5 報告事項

（1）ごみの減量化の進捗状況について

（2）し尿収集運搬料金基準額の改定について

（3）令和4年度青森市地域密着型サービス事業者の選定について

【挙手による報告】

（1）第4回共同経営・統合新病院整備調整会議について

○出席委員

委員長 赤平 勇人

副委員長 工藤 夕介

委員 山田 千里

委員 竹山 美虎

委員 関 貴光

委員 中村 美津緒

委員 小豆畑 緑

委員 藤田 誠

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	高村 功輝	保健部次長	佐藤 秀彦
福祉部長	福井 直文	浪岡振興部次長	小笠原 聡
保健部長	坪 真紀子	市民病院事務局次長	長内 哲史
保健部理事	千葉 康伸	市民病院事務局次長	今 国弘
浪岡振興部長	三浦 大延	環境政策課長	白川 清悦
市民病院事務局長	岸田 耕司	福祉政策課長	福島 清裕
環境部次長	泉 宏明	市民病院事務局総務課長	阿部 崇
福祉部次長	加福 拓志	関係課長等	
保健部次長	榑 乃里子		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主事	北山 賢臣	議事調査課主査	猪口 茂樹
議事調査課主査	岩間 憲仁	議事調査課主査	木村 結衣

○**赤平勇人委員長** それでは、全員そろったので、ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

本日は、改選後、最初の委員会ですので、案件に入る前に、委員及び部長級の理事者の自己紹介をしていただきたいと思います。

初めに、私から自己紹介いたします。

委員長の赤平勇人です。よろしくお願いいたします。

次に、副委員長から順に、委員の皆さんの自己紹介をお願いいたします。

○**工藤夕介副委員長** 副委員長の工藤夕介でございます。よろしくお願いいたします。

○**藤田誠委員** ただの委員の藤田誠です。よろしくお願いいたします。

○**中村美津緒委員** あおもり令和の会の中村美津緒でございます。よろしくお願いいたします。

○**竹山美虎委員** 市民クラブの竹山美虎です。よろしくお願いいたします。

○**関貴光委員** 自民クラブの関貴光です。よろしくお願いいたします。

○**小豆畑緑委員** 同じく自民クラブの小豆畑緑です。どうぞよろしくお願いいたします。

○**山田千里委員** 日本共産党の山田千里です。どうぞよろしくお願いいたします。

○**赤平勇人委員長** 次に、理事者側から、部長級の職員の紹介をお願いいたします。

初めに、環境部、お願いいたします。

○**高村功輝環境部長** 環境部長を務めます高村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**赤平勇人委員長** 次に、福祉部、お願いいたします。

○**福井直文福祉部長** 福祉部長の福井でございます。よろしくお願いいたします。

○**赤平勇人委員長** 次に、保健部、お願いいたします。

○**坪真紀子保健部長** 青森市保健部長の坪真紀子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

保健部の部長級の職員を御紹介いたします。

保健部理事の千葉でございます。

○**千葉康伸保健部理事** 千葉でございます。よろしくお願いいたします。

○**坪真紀子保健部長** 千葉保健部理事は感染症対策課のワクチン接種を所管いたします。

なお、野村由美子青森市保健所長は、市議会定例会及び常任委員会には出席をいたしませんので、あらかじめ御了承賜ればと存じます。失礼いたします。

○**赤平勇人委員長** 次に、市民病院事務局、お願いいたします。

○**岸田耕司市民病院事務局長** 市民病院事務局長の岸田耕司でございます。よろしくお願いいたします。

○**赤平勇人委員長** 以上で紹介を終わります。

この際、私から御紹介いたします。本日、所管の報告事項に係る質疑応答のため、本委員会に出席しております三浦大延浪岡振興部長です。

〔三浦大延浪岡振興部長、起立し、一礼〕

○赤平勇人委員長 よろしく申し上げます。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において本委員会に付託されました議案 3 件及び請願 1 件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第139号「青森市福祉館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 議案第139号「青森市福祉館条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料 1 ページを御覧ください。

初めに、1の「制定理由」につきましては、福祉館は、市民に娯楽、休養その他余暇の善用及び集会の場を提供することによって、福祉の増進を図るため、市内11か所に設置しております。現在、老朽化対策として改築中の片岡福祉館が令和4年度内に建て替えが完了する予定であり、これまでの和室に代わり集会室・多目的室を設置することに伴い、新たに使用料の額を定めることが必要でありますことから、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2の「福祉館改築の概要」につきましては、片岡福祉館は単独での現地建て替えとし、旧施設を解体し、現在、改築工事を進めているところであります。

次に、3の「改正の概要」につきましては、条例別表中のこれまで使用料を徴収していた和室に代わり、建て替え後においては、集会室・多目的室A・B・Cの3部屋を設けており、それぞれの部屋の面積区分に応じた使用料を設定する内容に改めるものです。

金額につきましては、現行の福祉館使用料の面積区分の規則性にに基づき設定するものであります。

具体的には、新旧対照表により説明させていただきます。

資料の2ページを御覧ください。

改築となる片岡福祉館につきましては、使用料設定の対象を和室から集会室・多目的室A・B・Cの3部屋とし、面積及び使用料は記載のとおりであります。

また、片岡福祉館の新旧施設の平面図を資料4ページとして、お配りしておりますので、併せて御覧ください。上段に旧施設の平面図、下段に新施設の平面図を記載しております。新施設の集会室・多目的室A・B・Cは部屋が隣り合っており、仕切っている壁は可動式となりますので、用途に応じて、つなげて使用することも可能となっております。

申し訳ございません。資料1ページに戻りまして、最後に4の「施行期日」につ

きましては、改築工事の工期が令和5年3月17日までとなっておりますので、工事の進捗状況を踏まえ、施設の引渡予定日に応じて設定することとし、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行することとしております。

以上、議案第139号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○赤平勇人委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。山田委員。

○山田千里委員 建て替え前の和室に関して、この広さが58.32平方メートルとなっていますけれども、これに対応した活動内容が、新しく集会室・多目的室A・B・Cとなっている広さで間に合うのかどうかという実態調査はされたのでしょうか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 新しく片岡福祉館を建て替える際に、地元の町会長をはじめとした方々から意見を頂戴しまして、これまでの福祉館の使いようを踏まえて、新しい施設での部屋の広さを設定しております。

○赤平勇人委員長 山田委員。

○山田千里委員 分かりました。

そうすると、目いっぱい、この和室の広さでやっていた、活動されていたというのはなかったということでしょうか。

それで、もし、この広さで対応していた方々がいるとすれば、集会室・多目的室AとBの2つを利用しなければならないということにはならないでしょうか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 それは、使用する方の使い方といえば、まあ、何ですけれども、結局は、集まる、何というかな、人たちの数といえいいでしょうか——要は、使用の用途によって、例えば、今の新しい集会室・多目的室Aだけで足りる方もいるでしょうし、集会室・多目的室AとBの2つという方もいらっしゃるかと思います。

○赤平勇人委員長 山田委員。

○山田千里委員 建て替え前の和室においては、半分だけ使用すれば、金額が半分ということもあったかと思うんですけれども、この集会室・多目的室A・B・Cの場合、例えば、集会室・多目的室Aを半分とかという使い方というのは、使用料としては、可能なのでしょうか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 旧建物というか、旧施設での和室は、半分使おうが、1部屋使おうが、料金は一緒であります。

それで、新しい集会室・多目的室A・B・Cにおいても、1部屋の面積での料金

になっていますので、例えば、集会室・多目的室Aの半分を使いたいんだけども、料金を半分というふうなことでは設定しておりません。あくまでも、1部屋単位での料金設定になっております。

○赤平勇人委員長 山田委員。

○山田千里委員 分かりました。料金体制については承知しました。

しかしながら、2部屋を使うとなると、かなりの負担になるかなと思うので、私としては、この料金体制については反対ということで、意見を述べさせていただきます。

そして、あと1つ確認なんですけれども、建て替え前においては、図書室もあったかと思うんですが、新しくなった福祉館には、図書室の設定はあるのでしょうか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 新しい施設では、図書室という形では設けておりませんが、集会室・多目的室Dの部屋、ここを、何というんでしょうか、個人でも使えるように、例えば——まあ、これから地元との話合いになりますけれども、本棚を使って、そこに本を設置して、そこの、この集会室・多目的室Dの部屋の中で読書といいたいでしょうか、本を読んでいただくとかというふうな使い方も可能な部屋になっております。

○赤平勇人委員長 山田委員。

○山田千里委員 そうすると、今までは、図書室として、本を並べていたと思うんですけれども、その本はそのまま移行するわけではないということですか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 どの本を置くかとかというのは、やはり、これから町会のほうの要望を踏まえての検討といいたいでしょうか、決定になるかと思えます。

○赤平勇人委員長 山田委員。

○山田千里委員 分かりました。ありがとうございます。

○赤平勇人委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

〔福井直文福祉部長「すみません」と呼ぶ〕

○赤平勇人委員長 はい、福祉部長。

○福井直文福祉部長 すみません。申し訳ございませんでした。

先ほど、旧施設の和室の半分の使用料の話でしたが、申し訳ございません。和室を半分に区切って使用する際には、規定の使用料の2分の1相当の金額での徴収がありました。申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

○赤平勇人委員長 山田委員、いいですか。

○山田千里委員 はい。

○赤平勇人委員長 ほかに発言はありませんか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 それでは、これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第139号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○赤平勇人委員長 起立多数であります。

よって、議案第139号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第141号「青森市健康増進センター条例及び青森市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 議案第141号「青森市健康増進センター条例及び青森市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の議案第141号関係資料1を御覧ください。

初めに、1の「制定理由」につきましては、青森市健康増進センター及び青森市西部市民センターのトレーニングルームに係る使用許可の要件を見直す等のため、制定しようとするものであります。

次に、2の「改正内容」についてであります。現在、トレーニングルームを初めて利用される方につきましては、体力測定等を実施する健康度測定を受けることを条件としておりますが、健康度測定を受けなくても利用できるように条例改正を行うものであります。

具体的な改正内容につきましては、議案第141号関係資料2及び資料3の新旧対照表で御説明いたします。

議案第141号関係資料2の青森市健康増進センター条例の新旧対照表を御覧ください。

まず、第4条の「業務」について、第1号中「健康度測定及び健康増進のための総合指導」を「健康増進のための利用」に改めます。

次に、第5条の「健康度測定」については、規定を削除し、第6条以降を一条ずつ繰り上げます。

次に、第6条の「使用の許可」について、第2項を削り、第1項と第3項中の条項のずれを整えます。

次に、第7条の「使用料」について、第1項を削ります。また、第4項中「健康度測定を受ける際に、第二項の使用料は」を削り、第2項から第5項までを条項ずれを整えます。

次に、第8条の「使用料の減免」について、「から第三項まで」を「及び第二項」に改めます。

次に、第9条の「使用許可の取消し等」について、第1項中「第六条第一項」を

「第五条第一項」に改め、同項第4号中「第六条第三項」を「第五条第二項」に改めます。

以上が、青森市健康増進センター条例の一部改正内容となります。

続きまして、議案第141号関係資料3の青森市市民センター条例の新旧対照表を御覧ください。

まず、第6条の「使用の許可」について、第2項を削り、第3項中「第一項」を「前項」に改め、同項を第2項といたします。

次に、第8条の「使用許可の取消し等」について、第1項第4号中「第六条第三項」を「第六条第二項」に改めます。

なお、本条例の施行期日は令和5年4月1日としております。

以上、議案第141号について御説明申し上げました。慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第141号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第161号「公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 議案第161号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

まず、1の「提案理由」についてですが、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、健康の森花岡プラザ、花岡公園及び花岡農村環境改善センターの3施設を一括で管理する指定管理者を指定するため、提案するものであります。

3の「指定期間」であります、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としております。

4の「募集形態」は公募とし、令和4年8月1日から9月6日まで、各施設の指定管理者募集要項を配布し、同年8月30日から9月6日まで、申請書の受付を実施いたしました。

その結果、7の「応募団体」のとおり、現在の指定管理者であります株式会社秋

田東北ダイケンの1者から応募があり、8の「青森市指定管理者選定評価委員会による指定管理者候補者選定に係る審査」が令和4年10月6日に行われたところであり、

それでは、指定管理者選定評価委員会の審査結果について御説明申し上げます。

資料2「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

1ページ目の「2 選定方法」についてですが、「(1) 選定基準及び配点」につきましては、表に記載のと通りの配点で、合計165点を満点としております。

2ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、10点または5点の配点で、「大変よい」から「全く不十分」までの6段階で採点しております。

そのほか、「1-d 財務の健全性」及び3ページに記載しております「『5 効率性について』の採点基準」については、資料記載のとおりであります。

次に、中段に記載しております「最低基準点について」ですが、選定基準項目のうち「4 応募団体について」及び「5 効率性について」を除き、「1-d 財務の健全性」における配点の50%に当たる点数とそれ以外の項目を「普通」とした点数の合計77点を最低基準点とし、応募者の合計得点がこれに満たない場合は失格とすることとしております。

4ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、選定評価委員会委員の採点の平均値であります指定管理者候補者の得点の合計は、5ページになりますが、119.43点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募者の提案内容に対する主な評価ポイントについて記載しておりますので、御参照ください。

5ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低基準点以上の点数を獲得していることから、株式会社秋田東北ダイケンが令和5年4月1日から5年間の指定管理者候補者として選定されたところであります。

議案第161号についての説明は以上でございます。慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○赤平勇人委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 すみません、ちょっとお伺いします。

この対象施設の中には、花岡湿原は入っていないんですか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 今の花岡湿原というのは、浪岡湿生花園のこと……

〔小豆畑緑委員「そうです、そうです。ごめんなさい。浪岡湿生花園です」と

呼ぶ]

○三浦大延浪岡振興部長 入っておりません。

○赤平勇人委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 花見の時とか、市内から出かけている人たちに、あそこの浪岡湿生花園の中の遊歩道というんですか、木の板を渡して、やっているんだけれども、あそこをもう少しきれいに手入れできないのかと。まあ、浪岡湿生花園で、自然を大事にするという意味では、あのままでいいのかもしれないんだけれども、何かたまっている水が全然流れていないでしょう。そして、やっぱり、あそこは手入れをして、せっかく、あの遊歩道も造ってもらったし、桜の手入れもきれいにしてもらって、すばらしいところですよ。何とか、あそこをもう少し手入れをして、お客さんがいっぱい行くようにしてもらいたい。お願いします。

○赤平勇人委員長 浪岡振興部長、いいですか。

○三浦大延浪岡振興部長 はい。

○赤平勇人委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第161号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第6号「(仮称)みちのく風力発電事業の中止を求める請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 請願第6号「(仮称)みちのく風力発電事業の中止を求める請願」につきまして、市の考え方を御説明申し上げます。

請願第6号の内容であります、「八甲田山系に予定されている(仮称)みちのく風力発電事業について、青森市は事業の中止を求めること」という内容であります。

(仮称)みちのく風力発電事業は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、本市をはじめ、近隣の十和田市、平内町、野辺地町、七戸町及び東北町の6自治体にまたがる約1万7300ヘクタールを事業想定区域として建設する風力発電事業であり、令和12年度の営業運転開始を目指し、計画が進められております。

事業想定区域には、約120基から150基の発電機を設置することにより、最大発電出力約60万キロワットを発電する計画であります。

本事業で供給される電力量は約43万8000世帯の年間電力供給量分に相当し、二酸化炭素の削減量は年間約64万8000トンCO₂となり、これは約7万3600ヘクタール

の杉林が1年間に吸収する二酸化炭素量に相当するものと伺っております。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の定めによりますと、再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができるとされており、経済産業大臣は、申請があった場合において、計画が同法に適合するものであると認めるときは、認定するものとされております。また、経済産業省資源エネルギー庁が定めた「事業計画策定ガイドライン（風力発電）2022年4月改訂」によりますと、再生可能エネルギー発電事業者が同法及び同法施行規則に基づき遵守が求められる事項及び法目的に沿った適切な事業実施のために推奨される事項——努力義務につきまして、考え方が示されており、本ガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、同法第12条「指導及び助言」、同法第13条「改善命令」、同法第15条「認定の取消し」に規定する措置が講じられることがあるとされ、法目的に沿った適切な事業実施のために推奨される事項とされているものについても、それを怠っていると認められる場合には、同法第12条「指導及び助言」等の対象となる可能性があるとしてされております。

このように再生可能エネルギー発電事業計画の認定は、経済産業大臣により行われることから、市に事業を中止・中断させる権限はないものと考えております。

本市としては、中立的立場で国及び県の意見を鑑み、本事業が環境等に配慮した事業となるよう、また、地域資源である再生可能エネルギーを活用した地域の脱炭素化の推進が図られるよう、関係機関と連携し取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。中村委員。

○中村美津緒委員 本請願に、まだ熟慮中の立場で、ちょっと質疑をさせていただきます。

本請願は、再生可能エネルギーの推進は確かに必要と認めておりました。ただ単に、再生可能エネルギーが全て反対というふうには、私は捉えることはしませんでした。八甲田山系に建設予定の（仮称）みちのく風力発電事業に対して、中止を求めている請願だと私は受け止めました。

それで、先ほど、市の考え方として、認定の取消し、中止を行える権限は、本市にはないということで、これは何度も一般質問等で御答弁を頂いておりましたが、他都市の首長同様に、ただ本市として、反対の意思を表明することはできるのではないかなと思っておりました。

それで、本当に、いろんな他都市で、知事意見に対して、その首長が、その市町村が、検討に当たっては自然公園を除外すること、そして生物多様性の保全の鍵になる重要な地域、KBAと言われるそうなんですが、そのKBA——保全するため

に重要な地域であるので、ここも除外すること。それで、私も一般質問で申し上げましたが、保安林は指定の趣旨から森林以外の転用は抑制すべきものであるので、検討に当たっては保安林を除外することなどと知事に対して市町村が意見を提示することができると思っているんですけども、次に方法書が出ます。

そこでお尋ねいたしますが、本市が、次に方法書が出ましたら、保安林の解除、保安林の貸付けに対して、森林以外への転用は抑制すべきであるので、保安林を除外することなど、異議を県知事に対して、意見として提出する権限は持っているということで間違いありませんよね。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 御質疑にお答えいたします。

配慮書が県に提出され、県から関係する6自治体に意見が求められ、6自治体から提出された意見を県が取りまとめ、また、県の意見も加え、事業者提出しております。

現在、その提出された意見等を踏まえ、事業者が方法書の準備をしているものとは思われますが、いまだ、いつ提出というような情報については、市にまだもたらされていないものであります。

もちろん、環境影響評価法や県の条例に基づきまして、県から関係自治体が、方法書においても同様に、意見は求められるものでありますので、その際に、前回、配慮書において、意見を提出した際と同様に、青森市役所庁内の意見というものを取りまとめをして、提出するという点については変わらないものと考えております。

○赤平勇人委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そうですね。青森市としても、そういった意見を出せることができるというふうに思っておりました。

次、2点目、これで終わりですが、風況観測塔について、さきの一般質問の答弁で、事業者側が青森森林管理署から国有林野を借り受けている八甲田牛等を放牧している市営放牧場については、青森市が借りているということでしたので、この事業者側が本市に風況観測塔を設置したい旨があった場合は、私は青森森林管理署に問合せをしたんですが、今、青森市が借りているので、青森市にも事業者側がここを貸してもらえないかというふうなお話があるんじゃないかと言っていましたので、じゃあ、そのとき、青森市は、又貸しですね、転用はできないというふうに断れることができますかと言ったら、それは青森市の考え次第ですというふうなお話をしていましたが、これは、本市として、断れる権限を持っているということで、そういう認識でよろしいですね。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

風況観測塔の設置についての青森市に対しての事業者からのアプローチというも

のがあったかどうか、また、それに対して、どういうふうにお答えしたかということとをさきの一般質問にて、農林水産部長がお答えしたとっておりました。もちろん、所管については、一に農林水産部の所管ではありますが、まだ、その時の答弁の中では、その風況観測塔の設置について、国に意見を聞いてくださいという回答をしてから、その後、全然アプローチはないというような答弁だったように思います。

○赤平勇人委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 アプローチが来たら——また、たればになりますか。分かりました。

今の市当局の説明を聞きまして、本請願に対して、ちょっと熟慮中で、保留の立場だったんですけれども、賛成させていただくことに決めましたので、以上です。

○赤平勇人委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本請願については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 御異議なしと認めます。

よって、請願第6号は、採択すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○赤平勇人委員長 次に、本委員会の「所管事務の継続審査について」を議題といたします。

本件については、閉会中も他都市の先進事例の調査等を行えるよう議決するものであります。

お諮りいたします。

配付しております「所管事務の継続審査について」に記載の所管事務については、審査終了まで閉会中の継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 御異議なしと認めます。

よって、「所管事務の継続審査について」に記載の所管事務については、審査終了まで閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

次に、報告事項に入ります。

初めに、「ごみの減量化の進捗状況について」、報告を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 「ごみの減量化の進捗状況について」御報告いたします。

配付資料を御覧ください。

本市におけますごみ減量化の進捗状況につきましては、当常任委員会に、四半期ごとに御報告しております。令和4年度の7月から9月までの第2四半期のごみの排出状況について御報告いたします。

初めに、資料左側の表1「令和4年度可燃ごみの月別排出状況（速報値）」であります。赤い太枠で囲んでいる部分が7月から9月までの排出状況となっております。青森地区では2万349トンとなり、前年度の同時期2万485トンと比較して、136トンの減少、浪岡地区では1146トンとなり、前年度の同時期1232トンと比較して、86トンの減少、平内町・今別町・蓬田村の広域町村では1044トンとなり、前年度の同時期1064トンと比較して、20トンの減少となったものであります。

これら第2四半期の合計は2万2539トンとなり、前年度の同時期2万2781トンと比較して、242トン、1.1%の減少となりました。

次に、資料右上の表2「家庭系及び事業系別の可燃ごみ排出状況」であります。これは4月から9月までの可燃ごみの排出量を家庭系及び事業系別にまとめたものとなっております。表の下、各地区の合計につきまして、昨年度と比較して、家庭系可燃ごみは1149トンの減少、事業系可燃ごみにつきましては262トンの増加、差し引き、合計で887トンの減少となったものであります。

次に、資料右真ん中の表3「可燃ごみの年度別排出状況」であります。表1でお示しいたしました上半期の実績に増減率を乗じた年間の推計値は、各地区の合計では8万2476トンとなり、昨年度8万4145トンと比較して、1669トンの減少の見込みとなっているものであります。

最後に、資料右下の表4「令和2年度以降の可燃ごみの減量目標（青森地区＋浪岡地区＋広域町村）」を御覧ください。

赤い太枠で囲んでいる部分が今年度分となっております。可燃ごみの減量目標値は施策による減量効果及び人口減少に伴う減量を合わせて、800トンとしておりますが、先ほど、表3で御説明したとおり、現時点では1669トンの減少が見込まれることとなっております。

以上が今年度第2四半期までのごみ減量化の進捗状況となっております。

今後とも、可燃ごみの排出状況を注視しながら、各種取組を通じて、ごみ減量化・資源化に努めます。

報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「し尿収集運搬料金基準額の改定について」、報告を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 「し尿収集運搬料金基準額の改定について」御報告いたしま

す。

お手元の配付資料を御覧ください。

初めに、1 ページ目、「1 概要」の「(1) し尿処理体制の現況」であります。

本市のくみ取便槽から発生したし尿の収集運搬業務につきましては、し尿の一般廃棄物の収集運搬に係る許可を有している業者が業務を行っており、現在、青森地区は3者が、浪岡地区は2者が許可を受け、業務を行っております。

収集したし尿については、青森・浪岡地区ともに青森地域広域事務組合が管理・運営しているあおひらクリーンセンターへ運搬し、処理されております。

次に、「(2) し尿収集運搬料金」であります。

本市では、し尿収集運搬業務の全てを許可業者が行っているため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、市がし尿収集運搬料金を定めることはできませんが、同料金が公共的な性格を有していることから、安定した収集運搬体制を確保するため、市が許可業者に目安となるし尿収集運搬料金基準額として提示し、許可業者がその基準額を参考にして利用者から受け取るし尿収集運搬料金を決定してまいりました。

次に、「(3) 課題と対応」であります。

本市のし尿収集運搬料金基準額につきましては、消費税率の引上げに伴うもの以外は、青森地区では平成10年から24年にわたり、浪岡地区では平成15年から19年にわたって見直しを行っておりませんでした。また、し尿のくみ取人口及び処理量が、公共下水道の普及や合併処理浄化槽への切替え、人口減少などに伴い年々減少しておりますことや、昨今の原油等の価格が高い水準で推移していることなど、許可業者の業務運営が不安定となり、市民サービスの低下につながる懸念されているところであります。

このような背景から、本市のし尿収集運搬料金基準額を改定する必要があるものと認め、令和4年7月27日、青森市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、審議を行っております。

次に、「2 し尿収集運搬料金基準額の改定」であります。

令和4年10月5日に開催しました青森市廃棄物減量等推進審議会におきまして、適正かつ合理的な、し尿収集運搬料金基準額の改定について、次の2点のとおり結論され、翌日の6日に市長へ答申されております。

資料2枚目の真ん中の「表 現行基準額との比較」を御覧ください。

し尿収集運搬料金基準額の算定に当たりましては、全国の一般廃棄物処理業許可業者・浄化槽清掃業許可業者で組織されております全国環境整備事業協同組合連合会が示す原価計算の方法に準じて算出しております。新たな基準額としまして、青森地区については、表の改定後の欄、1回のし尿収集量が180リットルまでの額は1692円、180リットルを超える場合については1リットルごとに9.40円を加えた額とすることが適当であるとされました。また、(1) についてであります。浪岡地

区については、仮に青森地区の改定後の額であります1692円と同額にした場合、増減率がプラス30.2%と高い増加率となりますことから、過度な負担を避けて、利用者が許容できるよう、青森地区と同じ増減率でありますプラス17.4%の増加率を基準額としまして、1回のし尿収集量が180リットルまでの額は1526円、180リットルを超える場合については1リットルごとに8.48円を加えた額とすることが適当であるとされたところです。

次に（２）であります。し尿収集運搬料金の変更に当たりましては、利用者への周知期間を十分に設ける必要があることから、料金変更の実施につきましては、令和5年4月1日とすることが適当であり、また、し尿収集運搬許可業者と市が連携して利用者へのきめ細かな周知活動を行う必要があるとされたところです。

次に、「3 し尿収集運搬許可業者への新たな基準額の提示、し尿収集運搬料金の決定」であります。

以上の審議会の答申を踏まえまして、市は、令和4年10月28日に青森地区のし尿収集運搬許可業者3者に、10月31日に浪岡地区の許可業者2者に対し、新たなし尿収集運搬料金基準額及び答申内容を提示・説明いたしました。結果、許可業者は、市が提示した新たな基準額を利用者から受け取るし尿収集運搬料金として決定したところであります。

最後に、「4 スケジュール」であります。

青森市廃棄物減量等推進審議会の答申内容を踏まえましてスケジュールといたしまして、令和4年12月から翌年の3月にかけて、し尿収集運搬許可業者から、おのおのの許可業者の利用者に、個別に周知し、また、市では、「広報あおもり」の1月1日号などにより、市民の皆様にお知らせしてまいります。また、来年の令和5年4月から、新たなし尿収集運搬料金で業務を行っていくこととしております。

「し尿収集運搬料金基準額の改定について」の報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。竹山委員。

○竹山美虎委員 ちょっと教えてください。

現行の基準額と改定後の基準額が青森地区と浪岡地区でありますよね。それで、一気に青森地区に合わせると、アップ率が大変だということで、激変緩和じゃないけれども、状況を鑑みて、こういう改定額にしたという説明でした。

審議会では、青森地区と浪岡地区の金額差というか、それについても議論というのは行われましたか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 審議会のメンバーに、青森市町会連合会の会長、また、青森市浪岡町内会連合会の会長も審議会のメンバーに入っております。あと、同じく、青森商工会議所、それから浪岡商工会からも審議会のメンバー——それから、審議していただいておりますが、やはり浪岡地区の方からの意見として、青森と浪岡の

地区の2方式について、このままだといつまでも差が埋まらないということであれば、ここで同じ額でいくという考えがあるのではないかという、審議会においては、そのような意見も、やはり出ておりました。ただ、審議会の全体としても御意見の中でお話ししたときに、やはり、先ほど、私もお話ししたように、浪岡地区について、合併前に、これは決まっていた金額なんですけれども、増減率として、やはり3割を超えるというのは、ちょっと抵抗があるのではないかというような意見も審議会において出されたものというふうに記憶しております。

やはり、そういうふうな意見というのは、審議会においても審議されておりました。

○赤平勇人委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 この表を見ると、増減率が17.4%ということで決めましたということなんでしょうけれども、これは、将来的に同じ金額にしていくという、そういう意識があれば、本来は浪岡地区をもう少しパーセンテージを上げて、それで将来的には一緒にするんですよという意思表示がされるべきだったなど。まあ、反対はしません。ただ、実際、こうやると現実的には差が開くみたいな印象があるので、意見として述べておきます。

○赤平勇人委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「令和4年度青森市地域密着型サービス事業者の選定について」、報告を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 「令和4年度青森市地域密着型サービス事業者の選定について」御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、1の地域密着型サービス事業者の公募につきましては、青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画に基づき、地域密着型サービスの計画的な施設の整備を実施するため、指定予定事業者を選定することを目的に行ったものであります。

次に、2の公募に対する応募の状況につきましては、昨年度の選定に至らなかったサービスを含め、太枠で囲んでおります5種類のサービスについて、合計8件の公募を行った結果、①の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護から④の小規模多機能型居宅介護までは、それぞれ、記載の公募件数に対して、応募はありませんでした。⑥の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、これにつきましては、1件の公募件数に対して、応募が1件ありました。

それで、今回のこの応募に関する審査につきましては、保健、医療及び福祉に関する学識経験者等で組織しております青森市地域密着型サービス等運営審議会におきまして、書類審査の一次審査と応募者による業務提案及び質疑応答の二次審査を

行った結果、3にあります選考結果及び選定に記載しておりますが、社会福祉法人緑鷗会が選考されました。

この結果を踏まえ、市では、令和5年度に施設等の整備を行い、令和6年度の開設を目指す指定予定事業者を選定したところであります。

最後に、4の再公募についてですが、応募がありませんでした①の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護から④の小規模多機能型居宅介護までは、令和5年度に実施する公募に併せて行うこととしております。

報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔岸田耕司市民病院事務局長「はい」と呼ぶ〕

○赤平勇人委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 報告事項については、第4回共同経営・統合新病院整備調整会議についてであります。

去る12月10日、土曜日になりますけれども、共同経営・統合新病院の検討対象地について、外部有識者から意見聴取を行うため、第4回共同経営・統合新病院整備調整会議を開催しました。その概要について御報告します。

今回の調整会議においては、共同経営・統合新病院の検討対象地である、旧県立青森商業高校及び県立中央病院敷地、青森県総合運動公園、青い森セントラルパークの3か所について、災害関連、救急搬送、通院アクセス及びまちづくりの分野の専門家の皆様から御意見を頂いたところです。

主な御意見としては、災害関連については、地震への対策として、免震構造などの対策を講じるにしても、一番の対策は、断層とか、危険性のある場所から、いかに離れるかということになる、津波の被害というのは、海岸にあるものは壊される可能性がある、あるいは、海上にある船が陸に上がる可能性があり、様々な障害物をどかすスペースを考える必要がある、救急搬送については、円滑な救急業務を行うためには、十分な道路幅員を確保するなど、救急搬送経路の確保が重要である、通院アクセス及びまちづくりの観点については、利用者が限定される施設は郊外で構わないが、利用者が一般住民の場合には、より多くの人々が近くにあるという安心感を持てる場所を選定していただきたい、多方面からアクセスすることができるということは、より良い位置ということになる、新病院を造る予定地には既に様々な種類・機能を持った施設があったほうが、より人々の回遊を期待できるなどの御意見があったところです。

これら頂いた御意見については、外部有識者の皆様の確認を経て、改めて、議員の皆様にお知らせするとともに、ホームページで公表することとしております。

合同検討チームにおいては、整備場所の検討と並行しながら、経営形態や病床規模等の検討を進め、随時、調整会議に諮っていくこととしており、合同検討チーム、調整会議において、しっかりと議論を重ね、県・市議会への報告等の所要の手続を経て、県・市議会の御議論を頂いた上で、令和5年度中を目途に、共同経営・統合新病院に係る基本構想・計画を策定してまいります。

報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。山田委員。

○山田千里委員 今回の案件には関係ない話なんですけれども、我が党の相馬議員の一般質問の中での内容について、保健部長に1つ確認しておきたいことがあります。

特別に支援を要する未就学児の相談実績の令和3年度の数字について、一般質問の場では、ちょっと食い違いがあったと思うんですけれども、その後、こちらのほうでも、また確認しまして、八戸市のほうで確認しましたら、相馬議員の言っていた数字を再度伝えていただいたんですが、その辺の確認は取れていますでしょうか。

○赤平勇人委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 ただいま、手元に資料等がありませんので、後ほど確認させていただきますが、私どもの担当課のほうで八戸市のほうにお聞きした段階では、含めているというようなお話で伺ったと職員のほうから確認しておりました。

改めまして、そここのところについては確認したいと思います。

〔山田千里委員「よろしくお願いします」と呼ぶ〕

○赤平勇人委員長 いいですか。

○山田千里委員 はい。

○赤平勇人委員長 ほかに御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 それでは、以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)